20220330【領事班からのお知らせ】海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業(空港での3回目接種:12歳以上の接種の開始)

【ポイント】

海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業について、4月5日より、12歳から17歳までの方への3回目の接種が開始されます。

【本文】

- 1 海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業については、
 3月11日付け当館お知らせ(https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/files/100315654.pdf
) でご案内したとおり、現在、3回目接種が実施されています。
- 2 これまで、3回目の接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールドを含む)のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日から対象年齢を引き下げ、上記いずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している12歳以上の方も予約可能となりました(接種開始は4月5日から。)。

また、これらのワクチンの2回接種が済んでいない場合は、引き続き1・2回目接種が可能です。なお、3回目接種で使用するワクチンの種類は、ファイザー社製ワクチンとなります。

- 3 本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。
- 4 5歳から11歳までの小児へのワクチン接種については、4月中旬を目処に開始すべく、 現在日本政府において関係省庁間で検討中ですが、詳細が判明しましたらあらためてお知 らせします。
- 5 本事業に関する詳細は、外務省海外安全HP

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html)をご確認ください。

.

この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu

City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html